

(仮称) 魅力体験広場整備に伴う制限等について



- 市道 鴨川市所有 ①鴨川市：海岸保全区域 ②鴨川市：漁港区域（白地）
 ③漁協：漁港区域（白地） ④千葉県：漁港区域（白地）

制限等区域	区域等	該当する敷地	許可申請等
都市計画区域	内	① ② ③ ④	—
用途地域	外	① ② ③ ④	—
自然公園区域	内 (2特)	① ② ③ ④	一定の行為をする場合、自然公園法第20条第3項の規定により知事の許可が必要。
海岸保全区域	内	①	工作物の設置や土地の掘削・盛土を行う場合、海岸法第7条及び第8条の規定により海岸管理者の許可が必要。
道路整備	—	① ②	市道（歩道）の舗装工事等を行う場合、道路法第24条の規定により道路管理者の承認が必要
市開発事前協議	不要	① ② ③ ④	3,000 m ² 以上の駐車場・資材置き場等の整備に伴い敷地の区画形質を変更する場合、開発事前協議が必要（当該地については不要）

【(仮称)魅力体験広場整備事業スケジュール【フィッシュリーナ後背地】】

内容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
推進委員会	26 ●	下旬 ●										
漁協関係者 打合せ	19 ●	下旬 ●										
整備工事 (4/1供用開始)	方針決定・基本設計 ●	→	→	入札準備 ●	→	入札 ●	→	契約 ●	→	工事期間 →	→	竣工 ★
条例関係					→	→	→	→	→	→		
議会関係			全協 ●				→	→	→	→	→	→

議案提出 ●

条例審査 →

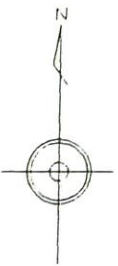
12月議会 →

埋立免許申請区分図

S=1:1,000

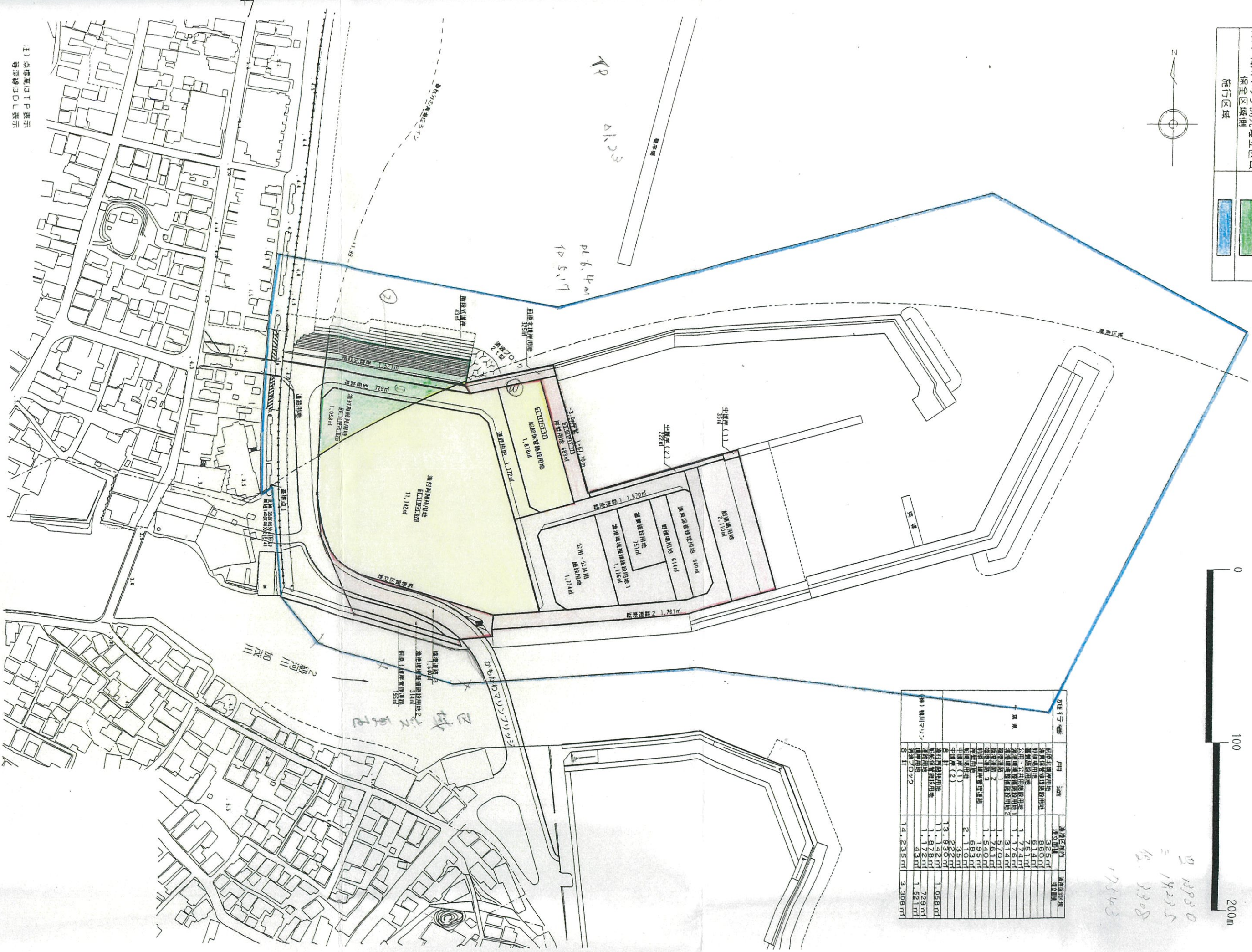
凡例

区分	色分
千葉県埋立区域	赤色
(株) 鶴川マリン開発埋立区域 通過区域側	黄色
(株) 鶴川マリン開発埋立区域 保安区域側	緑色
施行区域	青色

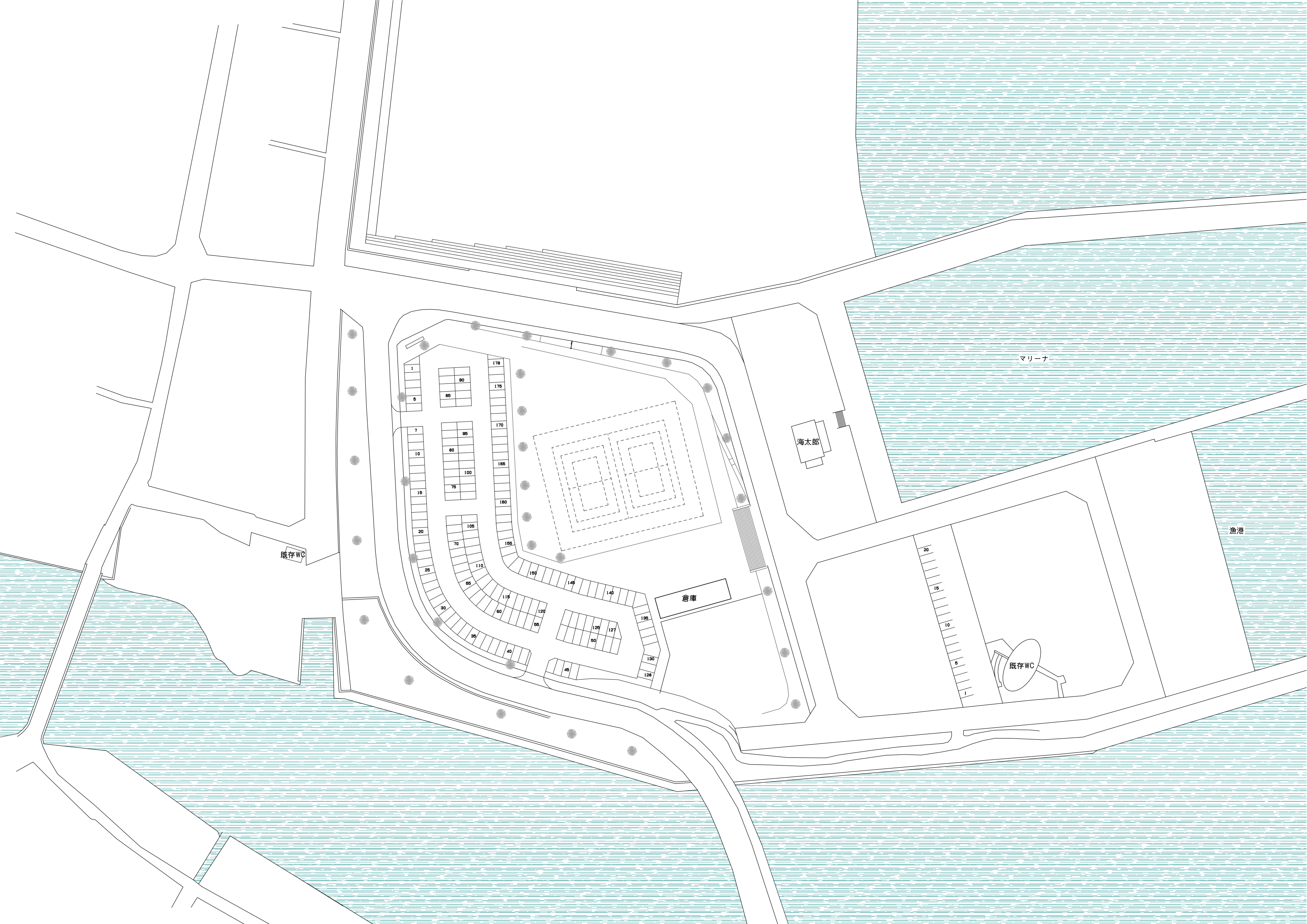


埋立面積
= 14,235
17,543

所在地	用途	埋立面積 (㎡)	埋立区域 埋立面積 (㎡)
千葉	防犯監視用埋立	32.5	32.5
	防犯監視用埋立	86.0	86.0
	防犯監視用埋立	61.4	61.4
	防犯監視用埋立	75.1	75.1
	防犯監視用埋立	1,178.7	1,178.7
	防犯監視用埋立	314.7	314.7
	防犯監視用埋立	1,570.1	1,570.1
	防犯監視用埋立	1,761.1	1,761.1
	防犯監視用埋立	1,540.1	1,540.1
	防犯監視用埋立	195.1	195.1
	防犯監視用埋立	683.1	683.1
	防犯監視用埋立	2,140.1	2,140.1
(株) 鶴川マリン 開発マリン	防犯監視用埋立	13.7	13.7
	防犯監視用埋立	11,142.1	11,142.1
	防犯監視用埋立	1,878.1	1,878.1
	防犯監視用埋立	1,172.1	1,172.1
合計		14,235.1	14,235.1



(注) 点線はD.P.表示
奇線はS.O.L.表示



既存WC

海太郎

倉庫

マリーナ

漁港

既存WC

現状の問題点 ● 今の多目的広場の、港へのアクセスが悪い!! ● 土手(堤防)の管理がされていない!!
 ↳ 土手がくずれている。草花-ボ-、
 歩道がボロボロ!! ← 問題だらけ!!

大きな空間を残しては
 元の木阿弥は、
 これはこれで、観光資源
 になりうるのだ!!

* 中央は、多目的広場として、
 その持のこす!!
 (定地鋼) 駐車場、イベント、祭り、花火、マニエ。

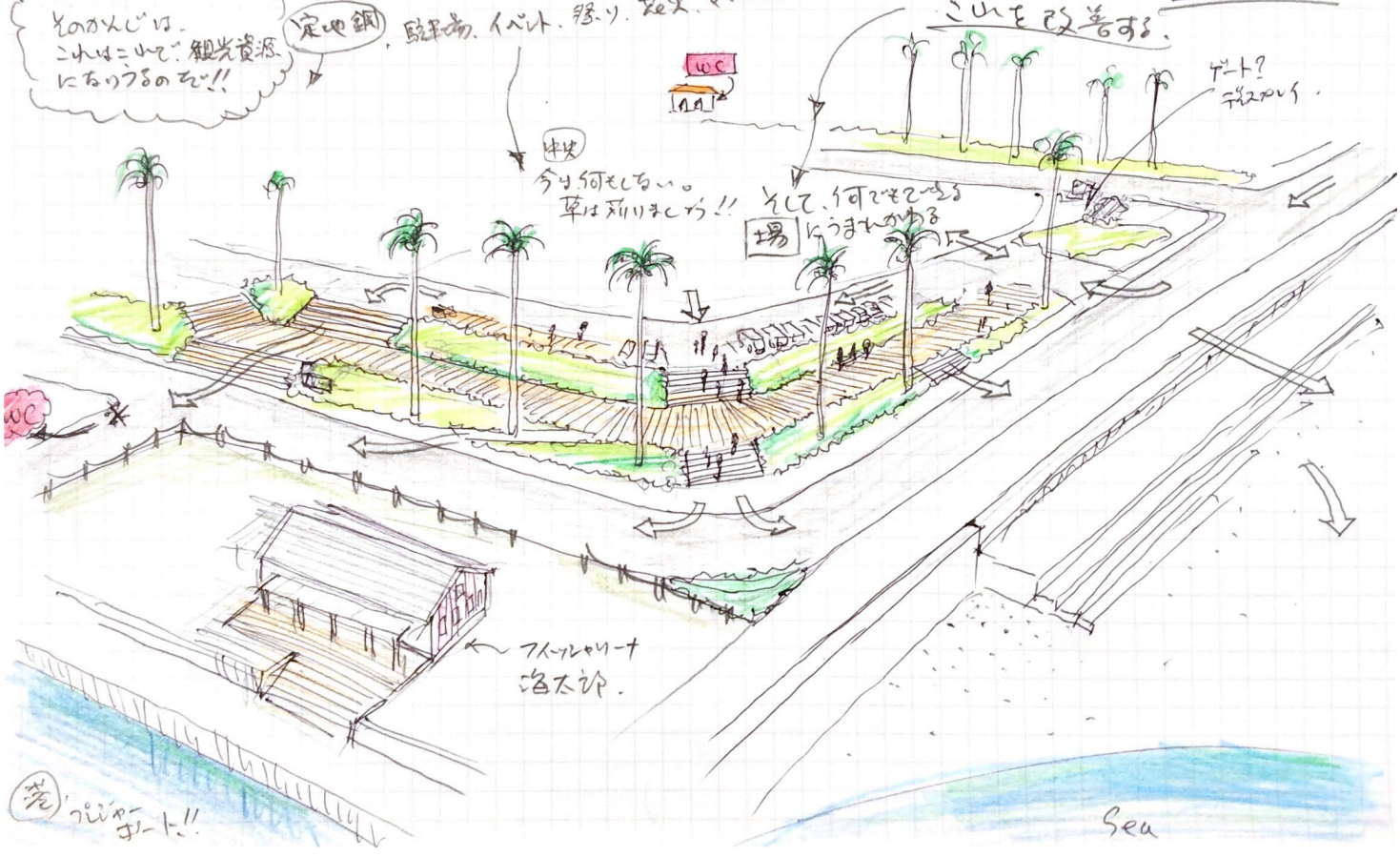
こゝを改善する。

花火? 祭りの。

(中史)

今は何もない。
 草は邪魔になる!!

土手、何もない
 場、どうするか?



(花) 花火-ボ-!!





南房総国定公園
H9.3.17 南房総国定公園事業に係る執行許可承認
◆事業の種類： 宿舎、舟遊場



鴨川市

国土交通省

鴨川市

鴨川市

鴨川市 (1,172m)

鴨川市

鴨川市

鴨川市漁業協同組合

鴨川市 (7,520m)

交通省

千葉県

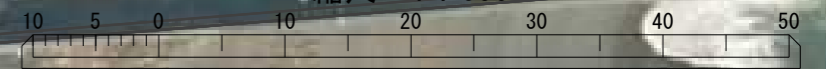
農林水産省

鴨川市漁業協同組合 (3,588m)

農林水産省

千葉県

縮尺 1 : 600



外国人観光客獲得に向けた調査事業（地方創生推進交付金）

1 調査の目的

JNTO（日本政府観光局）が発表した2018年の外国人観光客数は、3,100万人を超えた。対前年比8.7%の伸びとなり、今後、2020年東京オリンピック・パラリンピックを迎え、外国人観光客の増加が予想され、また、オリパラ以降も外国人観光客が継続して日本に訪れることが予想されている。

近年、日本の人口の減少や、旅行形態の多様化によって、観光のニーズの変化は顕著であり、選ばれる観光地として、モノからコトへの観光コンテンツの掘り起こしや磨き上げはもちろん、観光地域づくりが課題となっている。また、日本人観光客は、休日に集中する傾向にあるが、外国人観光客については、平日の来訪も期待できる。

今回の事業は、地方創生推進交付金を活用し、総事業費5,400千円で実施するもの。この事業費を活用し、①外国人観光客が何を求めているのか、②本市が持つ多様な体験プログラムで選ばれるものは何か、③選ばれる観光地として、外国人観光客が発地段階で利用する情報収集媒体等を把握する必要がある。また、来年度に向けて販路を同時に確保すること必要である。

2 ターゲット国・地域の絞り込みと優先順位

現在、市が外国人観光客を統計上の数値で把握しているものは、宿泊客数のみである。その上位国は、中国、台湾、香港、韓国を中心とした東アジア、東南アジア諸国である。よって、これら上位国を対象に本事業を実施するものである。

一般的なイメージとして、外国人観光客の消費単価が低いとの懸念があるため、例えば、富裕層を対象とするなど、より具体的なターゲットの絞り込みが必要となる。絞り込むことにより、プロモーション時の媒体も絞り込み、より効果的な事業実施が可能となる。

上位の国・地域のうち、香港からの旅行者の特徴は、①リピート率が高い、②所得層が高い、③ドライブを楽しむため、地方都市へレンタカーを利用する（二次交通の課題を解消）。

観光庁の調査によれば、日本を訪れる外国人旅行者のうち、60%を超える人がリピーターであること、外国人旅行者も日本人と同じくニーズの変化から、所謂ゴールデンルート以外でのコト消費への関心も高まっている。

3 実施事業及び実施方法

(1) アンケート調査

香港に特化したものとし、令和元年6月に開催される香港旅行博において、アンケート調査を実施する。

調査事業者については、千葉県インバウンド協議会の副会長であり、株式会社PLUS ONE（代表取締役：松山桂子氏）へ依頼する（同社への業務委託）。

(2) 現地調査

(1)同様に株式会社PLUS ONEへの業務委託により実施する。具体的には、香港向けのFacebookページの作成及び繁体字によるページの運用（情報発信及び問い合わせ等への対応）を令和元年12月末までお願いする。

また、その他の国・地域に対するプロモーションについても検討を行う。

(3) モニターツアー（アンケート付）

観光プラットフォームにおいて、プロポーザル実施を検討のうえ、事業者を決定する。

観光プラットフォームは、第2種旅行業を取得しているが、海外への販路がないため、海外販路を有し Web 販売等が可能な大手エージェントと連携し、事業を実施する。

基本的に個人客（FIT）を想定。

昨年度実施した補助事業により購入した備品や既存のコンテンツから、特にインバウンド向け商品を洗い出し、優先してモニターツアーを実施する。

モニター価格を設定し、アンケート調査を実施し、商品としてのアンケートのほか、情報収集媒体等についてもアンケートを実施する。

販売方法としては、一例として、下記サイト等を活用し、実際の販売も兼ねてることを検討する。

【大手エージェント等との連携（例）】

①JTB SUNRISE TOUR

②Voyagin

③asoview ほか

また、サイト販売のほか、地元の城西国際大学観光学部に協力依頼し、海のない地域からのモニターツアーについても実施する。さらには、市内の高校、大学の留学生やその家族を対象としたモニターツアーを実施する。

本市への移動については、実際の販売を見据え、JR や高速バスを利用して頂く。JR については、訪日外国人が利用するフリーパスを想定。高速バスについては、カピーナ号、シーバレー号を想定。

商品としては、①東京からのオプションツアーとして、1 Day での販売に加えて、②アクティビティ商品と宿泊プランをセット販売する。宿泊施設については、受入実績のある施設はもちろん、これまでインバウンド実績の少ない施設に対して、トライアルとしての呼びかけも行い、受入環境整備も行う。

【スケジュール】

- 6月 市と観光プラットフォームで業務委託契約
- 6月 観光プラットフォームにて、プロポーザル事業者の募集
アンケート調査の業務委託契約（株式会社 PLUS ONE）
- 7月 プロポーザルの実施及び事業者との契約
- 8月～12月 事業実施
- 2月 事業実施報告会
- 3月 観光プラットフォームから実績報告書の提出

(4) 国内営業・販促活動

(1)、(2) の事業内容をより遡及していくため、ランドオペレーター等への営業・販促活動を実施し、令和2年度以降の販路を確保する。

鴨川市チャレンジショップ開設支援事業補助金概要(案)

《趣旨》

前原横渚海岸周辺地域の魅力づくり及び活性化を図ることを目的に、空き店舗・空き家を活用した、地域に根ざした特色あるショップ開業者、起業者等を支援する。

《定義》

- (1) チャレンジショップ 空き店舗・空き家を活用し、地域に根ざした特色ある店舗を出店することをいう。
- (2) 空き店舗 前原横渚海岸周辺地域において、過去に店舗(小売業、卸売業、飲食店業、金融業、保険業、不動産業、娯楽業、倉庫業、サービス業、事務所その他これらに類する事業活動に供する建築物をいう。)として利用していたもので、現在は、いずれの事業の用途にも利用されていない店舗をいう。
- (3) 空き家 前原横渚海岸周辺地域に所在する家屋であって、現に利用又は居住していないものをいう。

《対象者(補助の対象となる者)》

対象地域において空き店舗・空き家を活用し、新たに下記の業種を営む予定の個人及びグループ法人。(試行的開業も含む。)

《対象地域》

前原横渚海岸周辺地域

- (1) 文理開成高等学校・市民会館周辺からフィッシャリーナ後背地までの海岸通り
- (2) 安房鴨川駅から前原横渚海岸へ向かう通り周辺
- (3) 芝通り、新町通り、本町通りに面する地域周辺

《対象となる業種》

- (1) 小売業、飲食業又はサービス業の店舗運営(以下の対象外に該当する業種を除く。)
- (2) その他市長が必要と認めた事業

《対象外となる業種》

- (1) 国、県その他の機関等から補助金等を受けている事業
- (2) 補助事業者(法人にあつては、その役員を含む。)が自らの住居を兼ねる事業所又は2親等以内の親族が所有する建物で行う事業
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当する事業又は法令に違反し、公の秩序もしくは善良の風俗を乱す恐れのある事業
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約等に基づく事業

- (5) 公序良俗に反する等支援することが適当でない事業
- (6) その他市長が不適当と認めた事業

《補助金の交付》

募集件数 5 件程度

一月あたり 10 万円を限度とし、最長 6 ヶ月(60 万円)を限度とする。

※準備に要する期間(1 か月程度)を含む

※全体の予算額 300 万円(募集 5 件×60 万円(10 万円×6 ヶ月))

《対象となる経費》

- (1) 店舗等の改修費
- (2) 開業に必要な備品等購入費
- (3) 空き店舗等の家賃(敷金・礼金は除く。)
- (4) 光熱水費
- (5) 店舗等の広告宣伝費
- (6) その他市長が認めた費用

《選定方法》

書類選考及び面接による選定

選定については、商業意欲、独立の実現性、継続性、話題性、独自性、積極性、地域との協調性などを選定項目とし、選定委員会により選定する。

《事業者の報告》

成果報告

来客者数等の状況・出店による影響

チャレンジショップ終了後の予定

※継続した場合は、以後 1 年間の状況報告

《スケジュール》

募集期間 : 令和元年 7 月中旬から 8 月中旬

選考委員会 : 8 月下旬

業者決定 : 8 月下旬

※補助対象業種詳細

日本標準産業分類に定める業種のうち、下記に掲げる業種

I 卸売業，小売業

57 織物・衣服・身の回り品小売業

571 呉服・服地・寝具小売業

5711 呉服・服地小売業

5712 寝具小売業

572 男子服小売業

5721 男子服小売業

573 婦人・子供服小売業

5731 婦人服小売業

5732 子供服小売業

574 靴・履物小売業

5741 靴小売業

5742 履物小売業（靴を除く）

579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業

5791 かばん・袋物小売業

5792 下着類小売業

5793 洋品雑貨・小間物小売業

5799 他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業

58 飲食料品小売業

581 各種食料品小売業

5811 各種食料品小売業

582 野菜・果実小売業

5821 野菜小売業

5822 果実小売業

583 食肉小売業

5831 食肉小売業（卵，鳥肉を除く）

5832 卵・鳥肉小売業

584 鮮魚小売業

5841 鮮魚小売業

585 酒小売業

5851 酒小売業

586 菓子・パン小売業

5861 菓子小売業（製造小売）

5862 菓子小売業（製造小売でないもの）

5863 パン小売業（製造小売）

5864 パン小売業（製造小売でないもの）

589 その他の飲食料品小売業（5891 コンビニエンスストアを除く）

- 60 その他の小売業
 - 601 家具・建具・畳小売業
 - 6011 家具小売業
 - 6012 建具小売業
 - 6013 畳小売業
 - 6014 宗教用具小売業
 - 602 じゅう器小売業
 - 6021 金物小売業
 - 6022 荒物小売業
 - 6023 陶磁器・ガラス器小売業
 - 6029 他に分類されないじゅう器小売業
 - 603 医薬品・化粧品小売業
 - 6032 医薬品小売業（調剤薬局を除く）
 - 6034 化粧品小売業
 - 604 農耕用品小売業
 - 6041 農業用機械器具小売業
 - 6042 苗・種子小売業
 - 6043 肥料・飼料小売業
 - 606 書籍・文房具小売業
 - 6061 書籍・雑誌小売業（古本を除く）
 - 6062 古本小売業
 - 6064 紙・文房具小売業
 - 607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
 - 6071 スポーツ用品小売業
 - 6072 がん具・娯楽用品小売業
 - 6073 楽器小売業
 - 608 写真機・時計・眼鏡小売業
 - 6081 写真機・写真材料小売業
 - 6082 時計・眼鏡・光学機械小売業
 - 609 他に分類されない小売業
 - 6092 たばこ・喫煙具専門小売業
 - 6093 花・植木小売業
 - 6094 建築材料小売業
 - 6095 ジュエリー製品小売業
 - 6096 ペット・ペット用品小売業
 - 6097 骨とう品小売業
 - 6098 中古品小売業（骨とう品を除く）
 - 6099 他に分類されないその他の小売業
 - M 宿泊業，飲食サービス業
 - 76 飲食店

- 761 食堂, レストラン (専門料理店を除く)
 - 7611 食堂, レストラン (専門料理店を除く)
- 762 専門料理店
 - 7621 日本料理店
 - 7622 料亭
 - 7623 中華料理店
 - 7624 ラーメン店
 - 7625 焼肉店
 - 7629 その他の専門料理店
 - 763 そば・うどん店
 - 7631 そば・うどん店
 - 764 すし店
 - 7641 すし店
 - 765 酒場, ビヤホール
 - 7651 酒場, ビヤホール
- 767 喫茶店
 - 7671 喫茶店
 - 769 その他の飲食店
 - 7691 ハンバーガー店
 - 7692 お好み焼・焼きそば・たこ焼店
 - 7699 他に分類されない飲食店
- 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
 - 771 持ち帰り飲食サービス業
 - 7711 持ち帰り飲食サービス業
 - 772 配達飲食サービス業
 - 7721 配達飲食サービス業
- N 生活関連サービス業, 娯楽業
 - 78 洗濯・理容・美容・浴場業
 - 782 理容業
 - 7821 理容業
 - 783 美容業
 - 7831 美容業
 - 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業
 - 7892 エステティック業
 - 7893 リラクゼーション業(手技を用いるもの)
 - 7894 ネイルサービス業

公序良俗に反する行為とは

(1) 財産的秩序に反する行為

- ・取引の仕組み自体の有する射倖性のあるもの
- ・破綻の必然性や詐欺性等から反社会性の強い行為（ネズミ講など）
- ・相手の窮迫、軽率、無思慮、無経験等に乗じて不当な利益を得る行為
- ・無知、未経験で適格性を欠く者に著しく不公正な方法で危険性の高い取引を勧誘する

(2) 倫理的秩序に反する行為

- ・ 不法な薬物取引契約
- ・ 売春を前提とした契約
- ・ 妾契約
- ・ 正義に反する行為（たとえば、悪事をしないことを条件として金を与える行為）

(3) 自由や人権を害する行為

- ・ 基本的人権の侵害に当たる行為
- ・ 差別的表現のネットワーク上での公開（基本的人権の侵害の1種）
- ・ 誹謗中傷を行うこと（名誉毀損）
- ・ プライバシーの侵害（個人情報保護違反）
- ・ 利用資格のないコンピュータや通信機器への侵入（不正アクセス）
- ・ 知的財産権の侵害
- ・ わいせつなデータの公開
- ・ 利用権限の不正使用
- ・ ストーカー行為及び嫌がらせ行為をすること
- ・ 男女を差別する雇用契約

29 青島ビーチ魅力アップ事業

【目的】 青島ビーチへの来場者増加及び地域経済と青島地域の活性化

【背景】

- (1) 青島海水浴場では、昭和58年頃に売店（いわゆる「海の家」）が廃止されて以来、飲食物等を提供する店舗は無かった。平成24年度からは、青島サマーフェスティバルへの出店という形で1店舗が軽食を販売していた。
- (2) 近年、全国有数の海水浴場では、ビーチカフェなど多種多様な出店ブースで誘客を図るなど、ビーチの活用方法が大きく変化している。
- (3) 平成26年7月に宮日新聞が実施した青島の観光客を対象としたアンケートにおいて、より魅力的になるためには、遊び場や休憩スペース、飲食施設を望む回答が多かった。
- (4) 青島海水浴場の来場者を対象としたアンケートでも複数の出店要望が寄せられており、本市としても貴重な観光資源であるビーチの利便性向上のために取組が必要と判断。

【内容】

- (1) 本市が、青島ビーチセンターの指定管理者である「渚の交番青島プロジェクト実行委員会（以下、「渚の交番」という。）」に事業費を補助する。
- (2) 渚の交番は、市民及び県内外からの観光客を対象に、海水浴目的以外の来場者にも青島ビーチの魅力満喫できるビーチパーク（海の家）の設置・運営を行う。
- (3) 実施形態：青島海水浴場と隣接した場所にコンテナハウス（約14.8㎡）を設置し、飲食物等を販売する。飲食物販売等の業者については一般公募をする。コンテナハウスの周辺に休憩スペースを設置し、来場者へのサービスの向上を図る。

○令和元年度

- (1) 開設期間：平成31年4月22日（月）～9月29日（日）
※毎週水曜日定休（GW、海水浴場開設期間 7月6日～9月2日除く）
- (2) 当初予算：16,000千円
- (3) 出店者：

①シー ウルフ バーガー	(ハンバーガー)	東京都
②フジマル醸造所 ビーチワインズ	(牛丼、ワイン)	宮崎市
③ポラーチョ ハルディン	(タコス、プリトー)	宮崎市
④ザ ダブル カフェ	(ピザ)	宮崎市
⑤ビーチリビング	(物販)	宮崎市

○平成30年度

- (1) 開設期間：平成30年4月24日（土）～10月8日（日）
※毎週水曜日定休（海水浴場開設期間 7月7日～9月2日は除く）
- (2) 当初予算：16,000千円
- (3) 営業日数：172日間
- (4) 来場者数：108,509人

来場者が見込める土日における雨が、昨年の2倍の日数であったことや、度重なる台風の襲来による臨時休園も多くなり、来場者数が減少した。

- (5) 出店者：①ファット (ハンバーガー) 宮崎市
②ザ ショクドウ (ランチプレート) 宮崎市
③ザ ダブルカフェ (ピザ) 宮崎市 ※3年目
④ポキ 2489 (ポキボウル) 宮崎市
⑤ビーチリビング (物販) 宮崎市

(6) 運営体制：「渚の交番青島プロジェクト実行委員会」を実施主体とし、イベント等の企画運営を公募により選定した民間事業者に委託する。

○平成29年度

- (1) 開設期間：平成29年4月24日(月)～10月29日(日)
※毎週水曜日定休(海水浴場開設期間 7月8日～9月3日は除く)
- (2) 当初予算：20,000千円
- (3) 営業日数：189日間
- (4) 来場者数：153,122人
- (5) 出店者：①アッパーヤード (ハンバーガー) 宮崎市
②ニクバルハロー×ヒゲカフェ (ステーキ、スベアリブ) 宮崎市
③ダブル (ピザ) 宮崎市
④ハマーレ (パンケーキ、ランブレドット) 宮崎市
⑤ヘイヘイマンボ (アジアンフード) 東京
- (6) ポップアップ店舗：運営受託業者発案の日替り、週替りの飲食、物販店舗。各1店舗

○平成28年度

- (1) 開設期間：平成28年4月29日(祝金)～9月30日(金)
※毎週水曜日定休(祝祭日、7月、8月は除く)
- (2) 当初予算：26,000千円(地方創生加速化交付金)
- (3) 営業日数：139日間
- (4) 来場者数：139,247人
- (5) 出店者：①ザ・ビーチ・バーガー・ショップ (ハンバーガー) 東京、大阪
②グラン・ブルー (ガーリックシュリンプ、カレー) 茅ヶ崎
③ダブル (ピザ) 宮崎市一ツ葉
④宮交ショップアンドレストラン青島屋 (カレー、フライドポテト) 青島
⑤ステイ・シー・イン・ザ・パーク (アパレル、雑貨) 宮崎市

○平成27年度実績

- (1) 開設期間：平成27年7月4日(土)～同年9月30日(水)
※当初、海水浴場開設期間の8月30日(日)まで開設予定だったが、来場者や出店者の要望等により1ヶ月期間延長
- (2) 当初予算：21,000千円
- (3) 営業日数：88日間 台風により休業2日(晴天37日、雨天13日)
- (4) 来場者数：53,062人

- (5) 出店者：①宮交ショップアンドレストラン青島屋 (カレー、フライドポテト)
②キャトルアイランド (インドカレー)
③ベジテーブル (地元産野菜のベジタコライス)
④ビーチラウンジ (雑貨、書籍)
⑤ボンダイカフェ (地元産野菜のサンドウィッチ、コーヒー)
- (6) 施設等：20フィート海上用中古コンテナ 延べ床面積 約14.8㎡×5基